では、

隠居大名の幕末・維新

延岡藩内藤政義の『日記』 から

The last days of the Tokugawa Shogunate and the Restoration of retired daimyo

を考察した。 『日記』から、元治~慶応期に譜代小藩である延岡藩の動向 もないが、藩全体の八割を占めた九万石以下の小藩はいか 前各藩など雄藩が、重要な役割を果たしたことは言うまで にして幕末期を乗り切り、維新を迎えたのだろうか。本稿 幕末期の一 日向延岡藩七代藩主であった内藤政義が記した自筆 連の政治史において、 薩摩•長州•土佐

できる。 年四月、 断する。六本木屋敷に養母充真院を残したまま、翌慶応四 討に政挙が出陣しているが、江戸にいる隠居政義は高島流 それに趣味を通じて交流のあった水戸徳川家など広範囲 薩摩藩邸の焼き討ちを契機に政義は在所延岡への移住を決 為替銀が届かず藩財政は破綻に瀕しており、慶応三年末、 水戸慶篤と品種交換や屋敷の造園に勤しんだ。 た。政義は梅・菖蒲・桜草・菊観賞に頻繁に遠出し、 炮術や銃槍調練に励む一方、政局とはかけ離れた世界に居 わたる。元治元年七月の禁門の変以降、二度に及ぶ長州征)延岡へ向かった。幕末期の譜代小藩の動向を窺うことが 政義の交際は、 政義は奥女中や主な家臣家族ともども品川を出船 実家の井伊家、 養子政挙の実家太田 在所からの また

キーワード

隠居大名 養子 禁門の変 長州征討 大政奉還

大

賀

郁

夫

目 次

はじめに

内藤政義と『日記』

(二)『日記』の特徴 (一)『日記』の登場人物

『日記』にみる幕末・維新 元治元年

慶応三年 慶応四年

慶応二年

慶応元年

おわりに

はじめに

嘉永六(一八五三)年六月三日のペリー来航以降、日本の緊急 中の複合であった。幕府は親藩・外様の雄藩諸侯を政策決定の 構成員に加えるなど、その政策決定機構は大きく変化する。幕府 構成員に加えるなど、その政策決定機構は大きく変化する。幕府 特に桜田門外の変以降、国政運営は雄藩や朝廷の意見を取り入れ 外様の有力大名たち(雄藩)に国政参画への道を開いたのである。 特に桜田門外の変以降、国政運営は雄藩や朝廷の意見を取り入れ りつつ行われるようになる。

四に領地は幕領・ となったこと。第二に譜代大名領は頻繁に変更し、転封費用も膨 このなかから幕府要職に就くものが出たが、藩財政には重い負担 たのであろうか。 大であり財政難に拍車をかけたこと。 て次の点を指摘している。まず第一に小藩には譜代大名が多く、 役割」と題して、幕末政局で小藩の役割を論じ、小藩の特徴とし める。これらの小藩はいかにして幕末期を乗り切り、 でもない。しかし、九万石以下の小藩は大名全体の八割以上を占 佐藩などの外様・家門大藩 め切るため、 幕末期の一連の政治史において、 第五に百姓 藩政は家老任せで藩政の不安も増大したこと。 旗本領・藩領・寺社領が錯綜して飛地も多かっ かつて遠山茂樹氏は、 一揆の鎮圧が困難であったことなどである。 (雄藩)の役割が大きいことは言うま 薩摩藩や長州藩、 第三に要職在任中は任地に 「明治維新における藩の 維新を迎え 福井藩、 第 +:

動向の流れのなかでしか動きえなかったのである。動の指導者を制約することになったとしている。小藩は地域的な消極姑息の態度を取らざるをえず、そのことが攘夷運動・討幕運このため小藩が対内外的にいかにして戦争回避に腐心するという

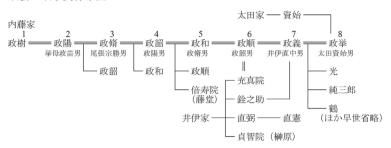
日を示す。
日を示す。
日を示す。
日を示す。

内藤政義と『日記』

(一) 『日記』の登場人物

日向延岡藩七万石七代藩主の座についた。直弼・直恭二人の養子界ではなく、十五歳の弟直恭であった。名を政義と改めた直恭は、て江戸へ呼ばれた。政順の養子に決まったのは聡明な二十歳の直ではなく、十五歳の弟直恭であった。名を政義と改めた直恭は、四月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順が死去したため正式に養子となり、十月十三八月二十一日に政順藩七万石七代藩主の座についた。直弼・直恭二人の養子

政義 • 政挙関係系図



養子になっ

てい

れ

伊

る。

このとき直弼が

政 測

順

0

弼

は誕生せず、

違勅問題 ば大老井

安政

大獄、

桜

変など

もな

か

たの

であり、 田門外の

幕末史

は

き

わめて大きく変わって

たであろう。

•

(註)『江戸時代の延岡-明治大学所蔵・延岡藩内当家文書-』(延岡市教育委員会・明治大学 1995) より。

は 年

齢

一であ

たことによる

で

なかろうか。 「®

と推

l 0 れ 早世

た子供とほぼ同

年

貢

であ

生ま う年

れ 齢

ながら が、 一日生まれ

É

わず

か

日

で

政

順と充姫の間

恭が

り

充姫にとって亡き子供 七ケ月後の生まれ

生きていたならばと思わ

純 系 ず 三月

で十五

一歳とい

氏

は た理

「文政三年

n

由

につ

()

て、

神

崎

直美

候補

のうちのうち直恭が選

寛次郎 遠江 め_{(j} 政 万延元 たが大部分が早世 義には六男 6 |藩主太田資始の六男 ち (二八六〇))政挙) を養子と Ī 年に たたた 女 が

太田家や、

実父資始の実家である近江宮川

藩堀

田

家がある。

した。 年六月、安政五(一八五八)年六月~翌七年七月、文久三(一八六三) が 隠居した政義の相談役として -四月~同年五月と、三度も老中を務めた人物で、『日記』 延岡藩八代藩主となっ 政挙の実父太田資始は、 文久二 (一八六二) た。 年十月二 政 天保五 \exists 義 四· 記 1 (一八三四) に頻繁に登場する 应 歳 Ę 政挙はまだ十歳 政 義は隠居 年四月~同十1 して政 であ に は

わずか八カ月でいずれも死去している。 ここで は慶応三 図上は養 家族は、 煎 鶴 5日記 太田 年七月二 姫。 一母にあたる充真院、 なお 「家からの養継嗣 に登場する政義の家族と親族をみておこう。 十八 純三 日 一郎は元治元年五月 に十八歳、 の政挙、 政 義の 鶴 Ŧi. 異母姉で先代政順の正 姬 女義姫 は 八日 同 年八月二 (年齢不詳)、 (のち光と改名)、 一十五. \exists 光 ま

内藤信思、 が 陸 である。 として越後村上藩と、 兄直弼 奥湯長谷藩 /湯長谷各藩の六家があっ で、 見える。 主榊原政養未亡人の貞智 親族は大きく三グル 一代政韶 当 大名としての内藤 |主の直憲をはじめ故人である実父の直 (宗観院)、 三つ 信濃高遠藩が同頼直、 女で伊勢久居藩主藤堂高柹未亡人の倍寿院などの名 が 同政 \aleph は藩主 養 直弼の正妻貞鏡院、 分家の信濃高遠・ Ì $\overline{\mathcal{O}}$ 信濃岩田 プに分けられる。 姻族である。 一族は、 た。 知 当 院たちである。 村藩が同正誠である。 「該期の藩主は、 本家筋の延岡藩をはじめ 一河挙母藩が 同岩村 養嗣子政挙の実家であ 直中の次女で越後 つ 田 は政義の実家井 盲 中 <u>ー</u>つ 金 越後村上藩 観 一河挙母 は 徳院 郎 また延 内藤 (文成) 别 高 が 族 異 伊 家 \mathbb{H}

じか園芸愛好家として趣味を共有する水戸藩徳川慶篤も、 青などの珍種交換などで数多くの場面でその名を見る。 蘭 や万

になっ 到着後 没してしまう。 東京着である。 発ち六月一日延岡着、 年四月六日に江戸を発ち六月二日延岡着、 しており、 藩の江戸役所としての機能を持ち、 往来や贈答などが詳細に記されている 屋敷に同居することになったのは、 延岡を発ち五月二十七日江戸着、 久三年以降に数度江戸~延岡間を往復している。 充真院が住んでいた。充真院は江戸生まれ・育ちであったが、 隠居したのちもそのまま上屋敷の「隠殿」に住んで政挙の後見を 万四〇〇五坪余であった。上屋敷は通常藩主やその家族が住 余、六本木に下 ところで、 しかしこの時期延岡藩では、 たと思われる。 「光」と改名) 政挙は上屋敷の表、 延岡藩の江戸屋敷は、 1日記 万延元年末に延岡で暮らしていた孫娘義姫 中 が江戸 明治五年一月十四日延岡を発ち二月十 ただし、 からは、 屋敷九三六 へ転居して、 於光は慶応三年七月 六本木屋敷には政義の養母である 上屋敷と六本木屋敷との盛んな 慶応四年閏四月二十日に江戸 政義が文久二(一八六二) 下屋敷には隠居や嗣子が住ん 充真院にとって何よりの慰め 虎 一坪余、 ノ門に上屋敷一万五 元治] 充真院とともに六本木 中渋谷村の抱屋敷 一年三月十五日 すなわち文久三 一十八日に病 江戸 年に Ħ. 文 を Ŧī. み \exists

「日記」 の特徴

かる。 二十一日条「神奈川固場所替之御沙汰ニ成り、 関わる公的な部分から成っている。前者は自分が行動し指示した 報も政義のもとに報告されていたことがわかる。 小太郎ゟ用状達、 や関係役人から政義へ「申聞」すなわち報告されていたことが 引移候由、 用部屋詰衆や政挙に書付を「為見」ている。 九日条「備後守江七郎左衛門を以為見候」とあるように、 ろうか。 ものであるが、後者はどのようなルートで情報を入手したのであ た表現も多く散見され、 十五日之便達、新左衛門ゟ出方江左之通申参候由(8-23)」とい よっては元治元年二月八日条「右御書付用部屋江為見候」 〜明治二十一年十二月まで計二一冊が残されている。 (8-1)」と月番から、 『日記』は、 現在、政義の『日記』は文久四年正月(二月) (8-11)」のように側役の取次ぎで報告されている。 年一 慶応三年の記事を見ると、「右之面々今日着府、 政義宛に来た書付はもちろん『日記』に記すが、 平兵衛今夕退番致申聞候」など、 冊で頁数も三〇~一三二枚、 政義の私的な行動を記した部分と、幕政・藩政に 内蔵進ゟ為見候 京都からの用状や御用部屋 また「使者ヲ以忌中見舞ニ到 (7 - 4)」や 平均約六七頁ほどである 重要事項は御用部屋 一十日に元治と改 また元治元年三 昨夕くらやみ坂 「京都表ゟ八月 へ届いた便情 形態は小横 来 月番申 や同 表の御 内容に 「京都 月 聞 月

次

被仰出候御書付同様ニ付不認、御用召之書付計認置 大政奉還に関する情報については、 こうした情報を政義がすべて書き取ったわけではない。 但 内 通ハ 10 先日公儀ゟ 25 ک ک 同 疟 申参候よし

一大中寺役失之義ニ付閉門ニ成り候内、為知去月廿七日コロ

必要なものだけを認めたと断っている。

月二日条には、 政義への情報提供は制度化されていたと考えられ、慶応元年六

留守居書役

高橋伊三郎

ころ、それには及ばないとしている。また翌年七月二日条には、用廻状を出さないことに対して、差控にすべきか伺書を出したととあり、留守居書役の高橋伊三郎が近頃隠殿(政義の居所)に御とあり、留守居書役の高橋伊三郎が近頃隠殿(政義の居所)に御とあり、留守居書役の高橋伊三郎が近頃隠殿(6-2)

(7-2)(7-2)(7-2)(6)(7-2)</li

二十七日に月番から側役へ伝えられていたが、側役の重富英馬が失念して自分(政義)に伝えなかったことに対して、政義附の側失念して自分(政義)に伝えなかったことに対して、政義附の側の赤宮にほとんどの情報が政義に集まる仕組みになっており、政のようにほとんどの情報が政義に集まる仕組みになっており、政のようにほとんどの情報が政義に集まる仕組みになっており、政会所の側のである。

『日記』のもう一つの特徴は、花や交肴・魚、または風景が彩

な緻密さはないが、単純ではあるが微笑ましい図柄である。色豊かに描かれた挿絵がいくつか見られる点である。絵師のよう

を覗いてみることにする。ら慶応四年までの『日記』をもとに、年ごとに政義の生きた世界あ慶応四年までの『日記』をもとに、年ごとに政義の生きた世界趣味の世界がはっきりと浮かび上がってくる。以下、元治元年か政義の『日記』から、江戸上屋敷の暮らしと隠居大名の交際、

『日記』にみる幕末・維新

元治元年

正家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと出家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと出家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のある駒込へ出向いたので本人も同道し、道醇たちと田家上屋敷のあるりには、

祝儀の献上に対する御内書が渡された。 二月七日、老中井上河内守(正直)から留守居が呼ばれ、年頭

日には屋敷の庭で捕れた鴨一羽が贈られ、政義から礼の使者が遣水戸慶篤との交流も盛んで、六日には鯉二本・鮒三枚が、十四

して練り羊羹・薄皮団子・玉鮓各一重を贈っている。わされた。十九日の水戸藩中屋敷の火事に際しては、機嫌伺いよ

ヲ以御心付」を記した書付が渡された。
即答以外にも藩政のかなり細部にまで「心付」がなされている。
贈答以外にも藩政のかなり細部にまで「心付」がなされている。
贈答以外にも藩政のかなり細部にまで「心付」がなされている。

覍

態々御在所江御越ニ茂及申間敷被存候事(2-8)一通り者御尤ニ被存候得共、当節公辺之御模様柄一図ニ左様之御場合ニ茂不被存候間、御家来共之儀者先々其侭被差置候上節御家来共不残御在所江被差遣候由被致承知候、此御時勢

どの程度数の家臣を国元へ帰すのか、 政義自身も「備後守後見も致居、 今更法替ニも成兼」(2-4)と慶篤の「心付」には従えないこと、 ち入った「心付」であるため、 にも相談して、「江戸家中在所江遣候事ハ当家ニ而儀定致候事故 日に政挙へも「為見」た。 に「心付」を出していることは重要である。 意向が現実的にあったかは不明であるが、 「勢之程も見度今暫御当地ニ住居致度」と、 御用部屋で内談を重ね、 政義は御用部屋へも「為見」、 且者御当地ニ而武備之世話も致 また政義自身も延岡へ移る 慶篤が個人的に政義 江戸に留まる決意を 延岡藩政にかなり立 また太田道醇 翌

政義や家臣たちの在所移住計画の背景には、江戸での生活費高

此面以下二八人に在所移住を命じている。 上でいる(2‐21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、 は居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢 している(2‐21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、 している(2‐21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、 している(2‐21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、 は居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢 している(2‐21)。そのほか在所での親類縁者達による世話や、 は居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢 している(2‐21)。そのほかを所での親類縁者達による世話や、 は居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢 している(2‐21)。そのほかを上限に身分に応じた手当を支給 は居のための長屋の手配などを指示し、三月四日には実際に金沢 している(2‐21)。そのほかを一ている。

引と、 4 を願出ている(6-10)。 在所から五月十一日出の便が六月十日に着き、在所でも家老内藤 なお純三郎は五月二日頃から煩い、 三割引贈に加えさらに計五割引の二五〇〇石となった(4-蔵進・中老大嶋味膳ら七人が、 治部左衛門や中老同姓四郎兵衛ら八人が同様に知行返上と有扶持 有扶持相当の手当を申し出た。 藩財政窮乏は極致に達しており、四月六日には家老の穂鷹内 14 息子純三郎の生活費も隠居料で賄う旨を穂鷹たちに示した 政義の隠居料は毎年五○○○石であったが、 政義も隠居料のさらなる一割増 勝手難渋を理 八日に死去した(5-8)。 由に知行の返上と 従来の 15

大炮• 術の調練稽古に通っており、 われている。 日に政義と藩士四九人が参加し、 据判に血判して渡しており、 範代両人を屋敷に招き表居間で面会した。 延岡藩江戸藩邸の藩士たちは江川太郎左衛門 銃陣の秘事を他言しないことなどを認めた起請文に実名・ 三月九日には江川へ正式に入門を依頼しており、 同年の調練稽古始めには正月二十三 なみなみならない意気込みが感じら 江川から赤飯・煮染めが振る舞 その際政義は、 (英武) に西洋砲 高嶋流 師

西ホイスル筒」の試し打ちの見物に駆けつけている(5‐9)。り、五月十九日には越中島で大炮打方があり、屋敷にある「仏蘭れる。実際に政義は大炮術や銃陣稽古には大いに興味を示してお

敷のすぐ近いということもあり緊張がうかがえる。 松平大膳大夫家来、御所江乱入致炮発致候趣」、長州勢が御所に 達して会津・桑名・薩摩藩兵と激戦になり、長州勢が敗北した所 講禁門の変である。政義は飛脚屋からの情報として書き留めて いるが、「諸家人数出張及戦争候旨、火事も有り大騒之よし」と、 京都がかなり緊迫した状況であったことがわかる。二十六日の記 京都がかなり緊迫した状況であったことがわかる。二十六日の記 京都がかなりいるが、「諸家人数出張及戦争候旨、火事も有り大騒之よし」と、 京都がかなり緊迫した状況であったことがわかる。「去十九日京都表ニ而 と、

天皇・将軍は朝敵長州藩を征伐するために西日本の二一藩に出天皇・将軍は朝敵長州藩を征伐するために西日本の二一人が持部頭・榊原式部大輔・境左衛門尉の三人、同左右備に松平伊賀掃部頭・榊原式部大輔・境左衛門尉の三人、同左右備に松平伊賀掃・稲垣摂津守・内藤若狭守・牧野河内守の四人、同後備に政挙とともに松平丹後守、跡に紀伊中納言・本多美濃守の計一一人が命じられた。政挙が進発後備を拝命した旨を伝える便がただちに在所へ遣わされた。

りあえず駒込の道醇に相談した上で老中に内伺いすることにした「隠居之事ニ付見合候様」と諫めるが政義の決心は変わらず、とともに進発したい旨を御用部屋へ伝えた。驚いた家老穂鷹たちは且西洋銃練ニも心掛致候」(9‐2)との自負を持って、政挙と担西洋銃練ニも心掛致候」(9‐2)との自負を持って、政挙と

(9 - 3)0

九月十日、老中諏訪から留守居が呼ばれ出頭したところ、公用人心掛居候ニ付、右近将監ニも一同御供致度旨」を伝えた(9‐6)。は、側役を老中諏訪因幡守屋敷に派遣し、公用人へ「兼而武芸も道醇からぜひ老中まで内伺いすべきだとたきつけられた政義

から次のような返答があった

9 100

旨被仰出候 「一下通之御隱居之儀ニ候へハ、外々差障之義も候間、表 の願書ニ而も差出候思召候ハ、、差出無之方与御咄合被成候 の願書ニ而も差出候思召候ハ、、発々差障之義も候間、表 とも とも とも とも とも とも とも にで、、、ののが、のののでは、 のののでは、 ののでは、 のの

う所以であろう。 う所以であろう。 さに励んでいるとはいえ政義に実戦経験はもちろん無く、戦に憧 大統練がどれほどのものであったかは覚束ない。江川方で武術稽 でいるとはいえ政義に実戦経験はもちろん無く、戦に憧 のものであったかは覚束ない。江川方で武術稽 の表が真剣に進発を望んでいたことが窺えるが、政義の武術や西

人に金四三両三分を下賜している(10‐1)。 が、政義は「気合ニも掛り候」として用人三松幾右衛門以下二三が、政義は「気合ニも掛り候」として用人三松幾右衛門以下二三は政挙附だけで、政義附は不参加であるため手当金は下されないら一一人と足軽一五人が出府してきた。政挙進発の供をする家臣ら十四日には「京都不穏旨在所ニ而承知致」として、加藤助之丞二十四日に政挙進発の供をする家臣たちが命じられ、同月九日に政挙進発の供をする家臣たちが命じられ、同月

今回の進発には多分の出費が必要になるとして、政義は家老穂

り入れることになった(10−20)。 豊太郎との商談がまとまり、政義名で鹿島屋から一○○○両を借鷹から鹿島清左衛門の融通を頼まれた(10−14)。鹿島屋手代の

府に次のような伺書が提出された。
を出立した形跡はない。十二月十三日には用人渡辺平兵衛から幕を出立した形跡はない。十二月十三日には用人渡辺平兵衛から幕の挙が進発後備を命じられて三月余り、在所からどれほどの藩

御内慮奉伺候樣被申付候、以上内藤備後守家来御内慮奉伺候樣被申付候、以上、何卒御差図被成下候樣各樣迄度、此段厚御汲取御賢察之上、何卒御差図被成下候樣各樣迄志、弥勝手向差支難渋仕候間、滞坂為致置候家来一ト先在所為、弥勝手向差支難渋仕候間、滞坂為致置候家来一ト先在所為、弥勝手向差支難渋仕候間、滞坂為致置候処、無益之雑費而已相為致候而者兼々不如意之勝手向御坐候処、無益之雑費而已相為致候而後守儀、御進発之節御旗本御後備被仰付候ニ付、兼而此度備後守儀、御進発之節御旗本御後備被仰付候ニ付、兼而

争にまでには至らなかったのである。十二月二十七日には解兵を令した。こうして第一次長州征討は戦夫際には十一月十四日には従軍諸藩に討ち入り猶予が達せられ、実際には十一月十四日には従軍諸藩に討ち入り猶予が達せられ、

暮祝儀に表御殿から政義を訪ね慰労している。城している。同月二十九日、政挙は何事もなかったかのように歳代金五○枚を拝領する井伊掃部頭の名代として、政挙が西丸に登十二月十九日、江戸では禁門の変鎮圧の功として幕府より刀・

在所臼杵郡北方村慈眼寺看守胤庚を、早々に京都町奉行所へ送還同日晩、老中水野和泉守より留守居が呼ばれ出頭したところ、

受けて四月二日、 するよう命じる書付が渡された。「手延ニ致し置候段不都合」で ば胤庚は二月一日に延岡から乗船し、三月二日に着坂したという 示があった。 も政義・政挙の差控伺を問合わせたところ、 け あると叱責する内容であり、 庚問題はようやく解決する。 に京都町奉行へ引渡されたことが報じられた 3 15 0 0 無之」と弁明している。 京都からの三月十九日出の便では、 胤庚問題は次年に持ち越され、 政挙は胤庚の件を老中水野和泉守へ届け出、 明日は元日の祝儀があるため今夜に 留守居は「当家ニ而ハ胤庚一条手 大坂からの便によれ 「不及差控」との指 胤庚は同月十六日 (3-29)。これ 胤

慶応元年

一枚を献上した。

一枚を献上した。

一枚を献上した。

一枚を献上した。

一枚を献上した。

一枚を献上した。

七日には例年通り将軍へ太刀一腰・馬代銀道醇邸を訪れている。七日には例年通り元日には年頭祝儀に表御殿から中奥となかった政挙は、例年通り元日には年頭祝儀に表御殿から中奥となかった政挙は、例年通り元日には年頭祝儀に表御殿から中奥となかった政挙は、例年通り元日には年頭祝儀に表御殿から中奥となかった政挙は、例年通り元日には呼頭祝儀に表御殿から中奥となかった政挙は、例年通り将軍へ太刀一腰・馬代銀一大を献上した。

二五両に減額されながらも御手元金が依然として支給されていた給されていたものである。内藤家は尾張家の「御縁家」として、勝の一一男政脩が、御手元金として毎年尾張藩から一○○両宛支取った(2-29)。これは二代政陽の婿養子となった尾張徳川宗取月二十九日、「尚徳院様御遺金」として二年分五○両を請け同月二十九日、「尚徳院様御遺金」として二年分五○両を請け

ことがわかる。

いる。五月二十七日、充真院と於光が着府するので、政義は政挙 政義は三月二日に二人宛に直書と菓子二箱を町便で大坂へ送って とになっており、二人は三月十五日に延岡を出立した。 たちへも鮓や口取物・煮染などが振る舞われた。 事六本木屋敷に着き、 とともに落ち着き先の六本木屋敷で待受けた。二人は七ツ時に無 より上野本堂を訪ね筋違門より日本橋を通り帰途についた。 梅を愛で、浅草観音へ参詣し、 向島を訪れている。 詣し鈴尾紅白を奉納し、十四日は政挙と八人の従者を伴って馬で 二月になると政義の外出が多くなる。 この年は在所から充真院と愛娘の於光が延岡から江戸へ上るこ 一行は木母寺で昼休み、 政義・政挙から交肴一折が進上され、 同所の植木屋を廻っている。 四日の初午には稲荷へ 梅屋敷へ立ち寄って 気の早い

以降、 節季、 状・半切紙五〇〇枚、 同屋敷内に鎮座する御宮 桃模様文庫」一・帯地一・「箱根草箒」二本・「三州椙原紙」一〇 りとりがなされた。閏五月二十六日、政義は充真院より「姫路華 の鉄砲稽古などであったが、二人が暮らせすようになった五月末 充真院へ「キヤマン菓子入・紅白大平糖入」一箱・「かすていら_ 重 二人が着府する以前は、 於光へは錦絵を贈っている。 歴代藩主の命日、 月に五回程宛の交流がなされている。両屋敷間では節句 一箱を贈られた。 於光からは肴料五○○疋・「桑内朱塗五寸 暑中・寒中見舞いなどで頻繁に贈答のや (稲荷社)・御供所への参詣か、 政義が六本木屋敷に行き来するのは、 政義はその返礼として、六月朔日に 十二月朔日の六本木への寒中 角場で

した。 の百回忌法事には菓子を贈っており、十月二十三日には六本木屋 であり、 になる。 うであるが、『日記』にはもう一人倍寿院の記事が散見するよう 出立するまで交流が続く。 痛のため着座が出来ないため断っている。 敷を来訪している。この時は政義も来訪する予定であったが、 ないが、 所の伊勢久居から着府した(2-16)。充真院たちほど頻繁では には寒中見舞いとして蜜柑 候伺と菓子一折を、また充真院には用意していた交肴一籠を進上 充真院・於光との交流が政義の楽しみのひとつになっていたよ 一折が届けられている。 倍寿院からは茶壺一箱と茶碗を下された。十一月二十四 内藤家の一族として、九月二十三日には厳正院 彼女は四代政韶の三女で、伊勢久居藩主藤堂高柹の寡婦 政義には系図上叔母に当たる。二月十六日、倍寿院が在 以後、 一籠が、 慶応四年二月に倍寿院が久居 また翌月十九日には直書と羊 代わりに倍寿院には時 (政樹)

年が明けて正月十五日、御用番老中水野和泉守より留守居が呼

その旨が在所へ伝えられた。ばれ、正式に進発の中止と後備御免が言い渡された。十九日には

などが下賜されている。 子三枚、曽根富弥へ紋付肩衣一・銀子三枚、原小太郎へ銀子三枚 儀」として、穂鷹内蔵進に樽肴、長坂平左衛門に紋付小袖一・銀

平伯耆守より留守居が呼ばれ、次のような書付を渡された。し、進発は中止され解兵された。しかし軍事行動としての征長はし、進発は中止され解兵された。しかし軍事行動としての征長はの罪科を償ったことにはならない。幕府にとって将軍の京坂地域の罪科を償ったことにはならない。幕府にとって将軍の京坂地域第一次長州征討は長州藩三家老の切腹という形でひとまず決着

内藤備後守

二十七日長谷川許之進が大坂へ先登した。 物 ため登城し、 政挙は再度旗本後備を命じられ、翌日藩邸では「祝義外三菜吸 瀬老之進・山本半蔵・四谷行蔵らが任命され として家老内藤内蔵進以下原小太郎・曽根留弥・池内膳蔵・ を出発し、 ○○○両が調達された 種 伊 御進発も可被遊旨被仰出候、 方今長防之形勢全鎮静与も不相聞候ニ付、 殿・松平丹後守儀も同様被仰付候間、 と酒が振る舞われた(4-進発の軍令を拝聴した。 閏五月二十二日に入京参内した。 (4-27)。五月四日、 依之御旗本御後備被仰付候、 14 五月十六日、 長州再征討の政挙の供 鹿島屋からは昨年同様 可被得其意候 4 20 政挙は御用召の 御神忌御法会済、 将軍家茂は江 四月 成

あった。とほぼひと月後の六月二十八日に無事着坂し、次のような指示がとほぼひと月後の六月二十八日に無事着坂し、次のような指示が川崎に長逗留を余儀なくされながら、政挙一行は将軍に遅れるこの挙は閏五月六日四ツ時に江戸を発った。川止めにより品川・

内藤備後守

候、尤場所之義ハ大目付御目付被談候、徳川玄周殿・松平丹致し、若怪敷者有之候ハ、見掛次第無用捨召捕可申旨被仰出御旗本御後備被仰付候而者御在坂中人数差出、昼夜厳重巡邏

出陣していることもあり軍事行動が現実味を増した。政挙たちが実際にどこを警衛したかは明らかではないが、将軍が

波守儀茂同様被仰付候間可被申合候 (7-8)

ような勅答の写を渡された(10‐9)。二十五日に政挙が大坂城に登城すると、老中松平伯耆守より次の二十月九日、九月二十八日付の大坂からの知らせがあった。九月

御

九月

幕府側は長州処分決定のため、交渉窓口となっていた毛利淡路

二十一日に取次宅で「為見」ている(10 – 19)。 このあと同年の『日 政義は直廻状の内容を含めて家中へ「為見」るよう指示し、二十日・ うに大坂表での情報は逐一江戸の政義のもとに届けられていたが、 勅許の勅諚写が幕府より直廻状で順達された(10-15)。 職など―は詳細に政義に知らされた。さらに幕府からは「御譲職」 が認めないことは想定内であり、 老中阿部・松前の主唱で兵庫の先期開港を独断で承諾した。 たが拒否された。 守 を伝える直廻状が到来している(10 - 10)。同月十五日には条約 からの便が江戸に届くが、この時の老中演達の書付内容―将軍辞 て江戸に帰ることが予定された。十月十日には同月五日付の大坂 記』には大坂の記事は出てこない。 (徳山領主)と吉川監物 九月二 干 (岩国領主)を大坂に呼び出そうとし 旦 その場合は家茂が将軍職を辞し 将軍家茂は長州再征の勅許を得 このよ 朝廷

水戸慶篤との交流を示す記事は、元治元年の『日記』では火事見舞いや暑中伺い・寒中見舞いなど贈答関係が主であるが、慶応元年になると鉢物の贈答が増加する。閏五月十日、政義は慶篤より「新渡実生」と「千本草露会」各一鉢が、また十九日には向暑になると鉢物の贈答が増加する。閏五月十日、政義は慶篤よいよいキ」一包が贈られた。政義はその返礼として「椰」「鷺草」「正メルキ」一包が贈られた。政義はその返礼として「椰」「鷺草」「正メルキ」一包が贈られた。また同月二十三日にも慶篤から、「舶宗石菖」各一鉢を進上した。また同月二十三日にも慶篤から、「舶宗石菖」各一鉢を進上した。また同月二十三日にも慶篤から、「舶宗石菖」各一鉢を進上した。また同月二十三日にも慶篤から、「舶」が、東丸大葉枝折」として「ソフケ朝顔」「カシヤ」各一鉢、「トイブルメルギ」「ヲフベルメルギ」「テレフレー子」各一句を贈られ、「八月十日には政義から慶篤へ「松葉人参」と「花桐草」各一鉢が六月十日には政義から慶篤へ「松葉人参」と「花桐草」各一鉢が六月十日には政義から慶篤へ「松葉人参」と「花桐草」各一鉢が六月十日には政義から慶篤へ「松葉人参」と「花桐草」各一鉢が六月十日には政義から慶篤へ「松葉人参」と「花桐草」を一鉢が

植付の絵図を色彩豊かに『日記』に描いている。植付の絵図を色彩豊かに『日記』に描いている。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一件している。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一件している。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一件している。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一件している。政義は庭の菊花壇作りに心血を注いでいるが、十一件している。政義は庭の菊花壇作の絵図を色彩豊かに『日記』に描いている。

のであり、 白大平糖) 5 22 <u>)</u> こうした贈答は件数から見れば六本木屋敷とのやり取りに次ぐも (11-2)、寒中見舞いの鯉 両家の贈答関係は鉢物に限らず、 や青目籠 政義と慶篤との親密な関係がうかがわれる。 6 5 (大鯛·鮃)(6-9)、 や鴨 (12-18) などが、政義からは杉折 10 18 慶篤からは後楽園製茶碗 がそれぞれ進上されている。 庭の池で捕れ た鴨 (里

慶応二年

様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師と近火見舞いとして香物・煮染・握飯などが届けられた。また同三組一箱を直書とともに贈った。十日、松平安芸守屋敷から火が出た。上屋敷の近くであったため、太田総次郎や内藤金一郎らから近火見舞いとして香物・煮染・握飯などが届けられた。また同ら近火見舞いとして香物・煮染・握飯などが届けられた。また同様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師は、上屋敷の近くであった。政義は午近の大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師様に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師は、から近外に大工留吉や炭屋萬次郎、それに屋敷に出入りしている講釈師は、大工留古や大工留古や大工留古が出入りしている。

に呼ばれて講釈したようで、『日記』に再三登場する。の放牛舎桃林らも駆け付けている。桃林は祝いの席や於光のため

於光へは茶碗五組 地一反・盃洗焼物二、於光より菓子一折、また二人から交肴一折 土蔵役・用達まで集めて酒を下した。 ら充真院と於光を招き、 木奥女中まで白羽 が土産としてもたらされた。 に敷物を敷いて座席を設け、赤星七郎左衛門ら側役をはじ納戸役 弁当持参で上屋敷中奥女中たちと訪れ、十八日には六本木屋敷か を植え付けている。十四日には六本木屋敷庭の花見に、 を出し、十二日には六本木屋敷に庭掛四人を引き連れて庭に草花 して帰途についた。二月四日には寒気が緩んだので室より植木鉢 でながら巣鴨の植木屋巡りを楽しみ、 に精を出した。 この年は世相に背を向けるかのように、政義は花見・仮名作 植木屋金蔵方で弁当を食べ梅見鉢を購入した。近辺の梅を愛 正月十三日、 一重半襟や鼻紙などが遣わされている 箱などが贈られたほか、長尾や幾多たち六本 庭で花見を催した。 政義からは充真院へ八丈縞一反ほか、 政義は染井あたりへ梅見物に出かけ 充真院からは加賀薄絹羽織 小石川六角屋敷の梅を見物 昼膳のあと庭の築山 重詰•酒 り

(5-1)、七日には堀切へ柳橋から舟で行き、木母寺で昼食を取りを庭掛四人で行っている。五月に入ると菊・梅の枝廻込を行いか花見の人すくなし」と感想を述べている。三月十七日に植木屋か花見の人すくなし」と感想を述べている。三月十七日に植木屋か花見の人すくなし」と感想を述べている。三月十七日に植木屋の参詣して植木屋にて小休し、昼休のあと舟にて花見をしながらへ参詣して植木屋にとかけ、浅草門から観音二月二十二日、この日は向島へ花見に出かけ、浅草門から観音

テン会を見物し、十九日には向島花屋敷を訪ねた。月十三日、政義は金蔵を供に団子坂植木屋六三郎方を訪れ、サボ木屋廻りを行い、気に入った鉢物を購入している(5-23)。八り、堀切の花菖蒲を観賞している。政義は小姓らを供に頻繁に植

紅葉狩り のために菊苗の植え付けさせている。 蔵が出鉢の菊を作った。 人へ菊の手入れで骨折った褒美として金二朱宛を与えて労った 二九本を、 (9-24)。このほか巣鴨の植木屋へ菊見物 九月に入ると苗から精力を傾け世話をしてきた菊が盛りを迎え 十三日には上屋敷中奥と表内庭の菊花壇の屋根を取立て、 10 また水戸殿へも中菊三七本を差上げている。 18 に出かけ、十二月十五 六本木屋敷へも菊・小菊各一鉢宛と菊枝 H (10-8)、海安寺へ 金蔵ら三人に来年 庭掛 金 四

進められる。 内蔵進ら七人が知行を返上して有扶持となっていた(4 - 6) 二付、 どり、 難渋甚大のため慶応二年二月二十六日、 延長された 居料を見込み相場から積り相場改めにするよう家老穂鷹へ直書を 金削減仕法による緊縮財政策のため、 向弥増難渋、 延岡藩の財政は、 幕末期には藩債が八〇万両に達した。 御当地廻金省候仕法ニ成候ニ付」、すなわち在所から 四月十四 2 在所表為替取組追々不都合二成、 政義は政挙にその旨を打診するとともに、 E 14 延享四年の延岡入封以降も漸次悪化の途をた 諸向へ次のような沙汰書が出され 同年四 月 勝手向難渋を理 政義の隠居料五割削 知行にもどす方向で話が 元治元年には 必至与難渋ニ成 由に家老穂鷹 自分の隠 Ó 减 が、

大殿様御隠居料御知行是迄五千石四成玄米弐千石、五割引ニ

来三月ニ至り相場違差上可申候、姿書左之通止、積相場を以月々割合差上置、当年大坂平均相場相極候上、様思召も被為在候ニ付、当年ゟ是迄差上来候年繰之相場被差〆二千五百俵年々平均直段ヲ以代金ニ而月々被進候処、大殿

殿様相場違い御廻金着金次第相納可申事、尤去丑年之相場違大上候分差引、残十ケ月ニ割合可申事、尤去丑年之相場違大但、来三月ニ至り相場違無之、返納出来候節者正・二月差

一高五千石

此米五千俵

内

弐千五百俵 五割御引方

但、閏月有之年ハ弐拾六俵式拾四俵 召上御膳米御差引

此石九百九拾石四斗 残弐千四百七拾六俵

積相場譬へハ

代弐千四百七拾六両

石弐壱百五拾目

銀両ニ百目

内

弐百六両壱分ツ、

同十一月迄月々

寅正月より

弐百七両壱分 | |

但、閏月有之年者十三割之事

ď

節者、右相場伺之上相直可申候、右之外者都而去ル戌年被仰右之通当年ゟ御改被成候、尤其年々積相場状ニ至り高下有之

出候通相心得可被申候、以上

政義の隠居料五○○○石=五○○○俵として、元治元年から五割

分)を差し引いた二四七六俵となる。この積相場は一俵(○•四引の二五○○俵、さらに食用米として二四俵(一月二俵宛一年

石)=一両として一石=二・五両=銀二五〇目と設定され、一年分)を差し引いた二四七六亿となる。この種村場に一位(〇・四

十二月は二○七両一分(閏年は一三割)となり、米相場が高騰し分の代金は二四七六両となり、正月~十一月は月二○六両一分宛、

計五割引とした年期が切れるが、引き続き三年間の引増としていとなっている。なお慶応三年五月には、隠居料を三年間一割引増

ても年繰りしない。勝手向難渋に苦しむ家臣たちを忖度した方法

る (5 - 1)。

れる。知行の五歩引増である。 八月七日、家中が困窮するなかで、さらなる知行削減が強行さ

一家中江五歩引増之沙汰ニ成、左之通

仕如何様ニも取続御奉公相励候様被思召候と如何様ニも取続御奉公相励候様被思召候出事、延岡六割五歩、当寅八月ヨリ来ル巳七月迄御引四割五歩、延岡六割五歩、当寅八月ヨリ来ル巳七月迄御引四割五歩、延岡六割五歩、当寅八月ヨリ来ル巳七月迄御引四割五歩、延岡六割五歩、当寅八月ヨリ来ル巳七月迄御引御勝手向御窮迫之中、御進発長々之御滞陣ニ而莫大之御入御勝手向御窮迫之中、御進発長々之御滞陣ニ而莫大之御入御勝手向御窮迫之中、御進発長々之御滞陣ニ而莫大之御入

之面々者其支配方江も申渡候様可被達候右之趣被仰出候間被得其意、御家中之面々江被申通、支配有

寅八月

さらに八月十二日には家中に対して次のような沙汰がなされた。年まで四年間実施する旨を通達した。て一律に五歩引増の江戸四割五歩、延岡六割五歩を、当年から巳長引く滞陣による莫大な費用を賄うために、「不被得と事」とし

近来米穀其外諸色共格外高直ニ付、壱ケ月之御入用定例御下一家中江左之通沙汰ニ成ル

金而巳ニ而者多分之御不足ニ候得者、増御下金無之候而者御

奉公大坂ニ相勤可申候、右之趣被相心得、御家中一統可申通諸色高直之処可為難渋候得共、深奉恐察如何様ニも取続、御兵御切迫ニ押至候、依之此後増御下金等有之御繰合相付候迄ら御切迫ニ押至候、依之此後増御下金等有之御繰合相付候迄近頃聊之御返済も無之、此節ニ至り候而者御融通差塞、必至近頃聊之御返済も無之、此節ニ至り候而者御融通差塞、必至近頃聊之御返済も無之、此節ニ至り候而者御融通差塞、必至

候

寅八月

諸色高騰のなかで藩からの下金も不足し、大坂定役飯料米まで欠く有様であった。さらに芸州口へ着陣したものの備品も乏しく、次々有様であった。さらに芸州口へ着陣したものの備品も乏しく、が少しも返済しないため融通は難しい。増下金があるまで家中へが少しも返済しないため融通は難しい。増下金があるまで家中への扶持渡方を延期し、有扶持制を導入するというものである。その仕法を示そう。

覚

家内人数丈一日壱人江玄米四合ツ、被下之定

但、当歳ゟ人数江御加被成候事

返納之事(一御扶持方其月渡方後増減共日割ニア、増之分渡継、減候分)

内人数多ニ而正米相増、差引相成兼候者、其外金切米取之内人数多ニ而正米相増、差引相成兼候者、其外金切米取之一御扶持切米取合三拾俵ニ不満面々、并三拾俵以上ニ而も家

米被下金之分是迄之通御渡被成候、其外御雇勤之者も同而も当主之人別江御加被成候、尤三拾俵ニ不満者ハ御切但、嫡子二三男弟被召出之者同居候ハ、、三拾俵以下ニ面々渡方者、是迄之通被御据置候事

断之事

中

略

江戸詰之面々上下正人数丈御渡被成候事

百四拾石以下都而半渡位、御金配次第御取替御渡可被成事一知行高扶持代銀御切米之内為取続、百五拾石以上三ケ一、

を以御渡被成候事取替御渡被成、追而渡方相付候節兼而御定之上、扶持相場取替御渡被成、追而渡方相付候節兼而御定之上、扶持相場御扶持方御預之分ハ、両ニー斗五升之定相場ニ〆、代銀御

御買上相場ニ而代銀御渡被成候事但、四合扶持之内残米有之上、扶持ニ致し候ハ、、月々

御取替高不足之分差引御渡被成候事右之通当八月渡ゟ当分御取替被成下、追而面々渡方相付候節、

取続のため一五〇石以上は三分一、一四〇石以下はすべて半渡と 三〇俵以下でも当主人の人別に加える。江戸詰は正人数だけ渡す。 通りとする。但し、嫡子や二三男・弟で出仕し同居していれば、 切米取三○俵以下か、以上でも家内人数が多い場合はこれまでの の導入など、長州征討が延岡藩に与えた影響は藩の存立にかかわ 給銀一五二両二歩、漁船五三艘·水主二九七人分一五七両、 ある。大坂滞陣や芸州口出陣による莫大な出費(人足三○五人の 扶持にした場合は月々の買上げ相場で代銀を渡す、というもので なれば定めた扶持相場で渡す。但し四合扶持のうち残り米があり、 家内人数だけ一日一人へ玄米四合宛配給するというもので、扶持 る甚大なものであった。 計六〇〇両三歩三条)、特に家中への知行・扶持停止と有扶持制 斗五升の定相場として代銀を渡す。追って渡方が行届くように 金配次第取替え渡しとする。扶持方預けの場合は金 一両に米 ほか

再征の勅許を受け、翌慶応二年二月、幕府は毛利家に処分を伝達藩主政挙は大坂に滞陣していた。九月二十一日、将軍家茂は長州昨年閏五月六日に江戸を発ち、六月二十八日に着坂して以来、

書付を渡された(7-9)。 書付を渡された(7-9)。 書付を渡された(7-9)。

内藤備後守

様被仰付候間、得其意可被申合候補前守・榊原式部大輔・脇坂淡路守可被申合候、尤為軍目付備前守・榊原式部大輔・脇坂淡路守可被申合候、尤為軍目付三河守・井伊掃部頭附属井伊兵部少輔・松平兵部大輔・松平芸州口討手被仰付候間、応援之心得を以急速出張致し、松平芸州口討手被仰付候間、応援之心得を以急速出張致し、松平

(8-6)。 (8-6)。 (8-6)。 (8-6)。

月二十六日、 朝廷に休戦と解兵の許可を願い出、 月一日に幕府軍の拠点である小倉城が落城し、十四日、 より政挙に対して、「御人数当所江御残置、 七月二十日、 九月二日、 芸州表より来便があった。 幕府と長州藩のあいだで休戦協定が成立した。 将軍家茂が大坂城中に病死した(8-朝廷は十八日に休戦を命じ 同所で老中水野出羽守 日 一御上坂被成、 26 慶喜は 其 八

統へ酒を遣わしたのは十二月八日のことである(12 - 8)。 統へ酒を遣わしたのは十二月八日のことである(12 - 8)。 統へ酒を遣わしたのは十二月八日のことである(12 - 8)。

慶応三年

止が発せられ、年始御礼はなかった(1-5)。年末十二月二十五日に孝明天皇が崩御していたため普請・鳴物停年玉の遣り取りなど、恒例の行事がつつがなく行われた。但し、 屋敷への訪問や水戸慶篤・太田道醇への使者、倍寿院への直書・ 屋敷への訪問や水戸慶篤・太田道醇への使者、倍寿院への直書・

水戸慶篤との鉢交換は今までに増して頻繁であった

(第1表)。



慶応三年 正月廿六日



慶応三年 四月十二日

第1表 慶応三年、水戸慶篤との交流

月	日	延岡藩・内藤政義	水戸藩・徳川慶篤
1	1 2 26	年頭の使者→ 年頭祝儀の使者→	←「大毛メルキ」「シカミメルキ」「アハサホテン」三鉢
2	27 1 21 22 25	昨日の礼(取次役河合甚阿弥へ金500疋)→ 時候挨拶に交肴1折→ 昨日の礼→	←時候見舞いに御摘草1籠・木蓮花折枝 ←舶来「萬年欄」・仏蘭西「イシノカクテイシ」
3	26 29 5 7	昨日の礼→ 「南殿桜」1鉢・「岩根絞椿」1鉢→ 養子祝儀として肴→	・舶来「ヲウベロメネキ」 ← 肴鯛1枚 ←養子祝儀の礼
4 5	8 27 29 12	昨日の礼→ 「都之城万年青」1鉢→ 「大菊苗」10色2鉢→ 「菊菜」「天竺牡丹」→	←雉子1羽・サフラン1鉢 ←「麒麟角」1鉢
6	4 5 1 19 21 25	昨日の礼→ 端午祝儀→ 機嫌伺として看1折→ 暑入につき機嫌伺として使者→ 暑中伺に杉折1組 (蒸菓子・干菓子) →	←暑中見舞に交看7ツ
8	26 9 14 16	昨日の礼→ 忌明けにつき礼使者→ 機嫌伺に「紫錦蘭」1鉢「花石菖」1鉢→	
9	20 21 9 10	昨日の礼→	←御書1封・石擂1枚・茶碗1 ←生詰1折
10	16 23 24	青籠 (鯛・鰈・芝海老・鱵ほか) → 昨日の礼→	←鮭1尾
11 12	27 18 19	南天1分→ 寒中見舞に杉折1組 (蒸菓子・干菓子) → 昨日の礼→	←寒中見舞に交肴1折(鮃・大鯛・鱸)

(註)慶応三年内藤政義『日記』より。

二十七日には「都之城万年青」一鉢、三月二十九日は大菊苗十色 筆の色彩挿絵が鉢物贈答時に存分に描かれており、 義はその返礼として二十五日には舶来「萬年欄」・仏蘭西「イシ 何として交肴一折が進上されている (2-1)。 二月二十一 中陰中にもかかわらず水戸慶篤からは「大毛メルキ」「シカミメ の愛着が伝わってくる。 は時候見舞いとして「御摘草」一籠・木蓮花枝折が送ら に二十九日には慶篤に「南殿桜」「岩根絞椿」 一鉢を慶篤に進上した。『日記』には、 、カクテイシ」・舶来「ヲウベロメルギ」を進上している。 キ」「アハサホテン」三鉢を下され 1 26 特徴の一つである政義直 各一鉢宛、 政義からは時候 政義の草木へ \exists さら

のが大部分を占める。在京している原小太郎からの情報と、幕府からの廻状を写したものが三年『日記』に記された記事の中で政事に関するものは、

致候、尤高附之儀者追而江戸表ニ而相達候筈ニ付、委細之義高年三月、西国筋郡代窪田治部右衛門支配所、日向国富高陣屋附村々之西国筋郡代窪田治部右衛門支配所、日向国富高陣屋附村々之の、日十日、京都表にいる原小太郎より、日向国富高陣屋附村々之後、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届侯様可被儀、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届侯様可被儀、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届侯様可被儀、其方御預所被仰付候間、非常之節防禦筋等行届侯様可被

杵郡五七九五石余が提示された。しかし藩は隣藩との間に隔意が同月十八日、成瀬老之進が預地用掛に任命され、勘定所からは臼

御勘定奉行可被談候

復古の発令・新政府樹立と、政情がめまぐるしく混迷する。 内容堂・伊達宗城・島津久光による四侯会議、六月の薩土盟約 幕府勘定所からの知らせがなかったかは不明であるが、『日 余の預りを命じられた。これ以後、 には大政奉還の報を受けた政義の対応が記されている。 十月十四日の慶喜による大政奉還の上表提出、 には七月以降預所に関係する記事を見いだすことはできない に諸県郡二八二八石余と宮崎郡八三九石余を加えた計九四六三石 、の預りを命じることになるが、 在京の原から報告がなかったか、 七月二十四日、 同年は正月九日に睦仁親王が践祚、 藩の預所役人中宛に勘定奉行から、 幕府は十月二十八日付で三藩 四〜五月には松平春嶽 十二月九日の大政 臼杵郡幕領 日 Ш

上屋敷では放牛舎桃林が呼ばれ、講釈をしている。政権奉還が将軍慶喜が政権奉還の上表を朝廷に提出した十月十四日、江戸

の

封物が在所に居る政挙へ急使で送られた。 付を渡され、「軽挙不致様」と念を押された(10-21)。翌日その 屋敷の充真院を訪れ、 聴許された翌十五日は、 登城したところ、大目付瀧川播磨守より京都表の状況を記した書 還を知ったのは、二十一日になってからである。 目見以上の面々まで西丸への登城が命じられ、家老穂鷹内蔵進が 一統へ酒を振る舞っている。 政義は午後から交肴一折を土産に六本木 一〇万石以下御 政義が大政奉

ずに退座したとの報告を受けている。この日の記事に、 いる (10-28)。 世と、 京地一条此形勢ニ付而、自分在所住居可然旨心付、小性ゟ申達候 政権奉還について意見があれば申し出るよう言われたが、 ている。二十八日には三宅備後守より内蔵進ら重役五人が呼ばれ、 書付と同様のため書き写さず、早々に上京を促す書付だけを載せ には、朝廷から出された書付三通について、内二通は幕府からの 天皇に呈し、翌十五日、天皇はこれを聴許した。二十五日の『日記』 の内容を家中に披露した。将軍慶喜は十四日に政権奉還の上表を 板倉勝静が示した大政奉還上表案が書き取られている。 二十三日の記事には、十三日に在京の諸藩重役が二条城で老中 小姓たちから在所への移住を勧められた旨を書き留めて 政義はこ 「此節之 発言せ

が、五日には紀伊家へ返書として書付一通を届けているが、『日記 勢呼ばれており熟覧できずに引き取ったとある。当惑は隠せない を渡され、 老之進が赤坂屋敷へ出向いたところ、 十一月三日、 「銘々見込之義承度旨」を問われたが、 紀伊家家老衆より呼び出しがあり、 当面の問題についての書付 他家からも大 内蔵進·弥学·

に内容は書かれていない。

た。 れによると、同日に二条城に呼び出しがあり、御所から沙汰があっ 同 大目付から達書二通を渡され、 政義はこれを事細かに『日記』に書き留めている。 蒙御沙汰候ニ付、 臣慶喜、昨秋相続仕候節将軍職之義固ク御辞退申上、其後厚 Ħ 京都表より十月二十八日出の便が届いた 御請仕奉職罷在候処、 主人へ届けるよう指示があ 今般奏聞仕候次第も 11 5 000 そ

た。

有之候間、将軍職御辞退奉申上度、此段奏聞仕候、

十月廿四日

けて、 都からは昨日と同内容の便が届いたとあるように、かなり混乱し 沙汰候事」と、諸侯が上京するまでは今まで通りとの沙汰であった。 二十四日付の慶喜の将軍職辞退の内容である。新政府の創設に向 ている様子が伝わってくる。十八日には内蔵進が上京した。 「諸侯上京之上追而可有御沙汰、夫迄之処是迄之通相心得候様御 十一月六日、 慶喜がみずから一歩を踏み出したと評価できるが、朝廷は 江戸より京都および在所延岡へ便が出された。京

うに回答している。 のため、 十二月一日には紀伊家から「非常之節兵制一致合兵調練等之儀 人数・大砲などの員数を調べる廻状があり、 藩は次のよ

息在所江御暇被下置、 シ、全く無余儀向而巳残置候、 討手応援被仰付、 右者備後守一昨年御進発御後備被仰付出発、 出芸等茂仕候事ニ付、 其人数引纏在邑罷在候ニ付、 昨年御解兵被仰出、 当地人数器械等相廻 其後猶又芸州口 一先為休

少々御座候

12 1

一年以上に及ぶ出陣で芸州口まで出向いており、解兵後は在所で休息しているため江戸表には最小限の家臣しかいないとしている。紀伊家出陣による財政疲弊・破綻に対する恨み節のようである。紀伊家と敷で十四日に励行される合同調練には政義自身も参加するつもりでいたものの、「少々差支出来」として延引されている(12 - 13)。十二月十五日には、京都より「不容易御時勢」を伝える知らせがあった。十八日、西丸への出仕が命じられ弥学が登城し、老中があった。十八日、西丸への出仕が命じられ弥学が登城し、老中があった。十八日、西丸への出仕が命じられ弥学が登城し、老中があった。十八日、西丸への出仕が命じられ弥学が登城し、老中があった。

(12-18) (12-18)

ちの宿泊を増やした しているが、 あるはずはなかった。三日後とりあえず弥学が書付を老中に提出 意見を求めるものと考えられるが、今更政義以下家中に意見など $\hat{1}\hat{2}$?期的に見て、十二月九日の政変による王政復古の大令につ 日付で慶喜の将軍職辞退が聞き届けられたとの知らせ である(12-21)。二十二日、 上おだやかニ無之振合」 翌日西丸にて大令に関する 政義は『日記』に写し取っていないため内容は不 12 24 を理由に、 二十五日今晚未明、 京都表の穂鷹内蔵進からの便で、 「御奏聞状写」 政義は昨夜から小姓た が渡された。 諸家銃隊が しがあり Ŋ 7

薩摩藩邸の焼き討ちであったことを知る。三田方面に向かっているらしいとの報告を受けた政義は、それが

六十程召捕、夕七ツ時過御人数引取ニ成ル(12‐25)五ツ時頃 ゟ 炮発ニ 而屋敷江火掛不残消失致、十人程討取、薩州屋敷賊徒あつまり居候ニ付、召捕之人数御差向のよし、

め普請 不在のため、 体の不調を訴え、 十二日に死去した。道醇は三度も老中を務めた経験を持ち、 の相談相手で養嗣子政挙の実父である太田道醇 ことが正式に伝えられた 太田家からは十九日に使者を遣わして、 ろうと考えたときに真っ先に相談した人物であった。数年前 に精通していたこともあり、 慶応三年は政義の身内にいくつかの不幸があった。 一〇日•鳴物三五日の停止となった。六月一日、栄隆院 用番へは家来によって届けが出され、 政義はなんども「不快見舞い」を贈っていた。 5 19 0 政義が政挙とともに長州征討に 政挙は在所に在住しており 「昨夜亥中刻死去」した (資始) 実父であるた まずは 五月 政義 加

第 2 表 慶応三年 軍事調練

第 2 ā	表	慶応三年 軍事調練
年	月	日 / 事項
慶応3	1	2馬場にて馬乗初。18銃陣稽古人へ菓子料手当。20四ッ時より留蔵へ生兵稽古初。23江川方へ参。 24四ッ時より留蔵参。25江川方へ二番三番組銃槍稽古。28四ッ時より留蔵参り算木稽古。29江川 方へ二番三番組銃槍稽古。
	2	1四ッ時より江川へ稽古に参、稽古人は五ッ時より参。2表方の者江川方へ稽古。3五半時より江川 方へ参り稽古。5四ッ時より江川方へ参り敬兵稽古。7五半時より江川方へ敬兵稽古。11五半時より江川方へ参。12相木森之助ほか8人へ生兵出精につき金100疋宛遣す。17五半時江川方へ参り又 兵衛ほか4人へ金100疋宛遣す。19四ッ時より江川方へ参。大風にて早仕舞い。21五半時より江川 方へ参。25江川方へ参。27江川方へ参。29五半時より江川方へ参。
	3	1五ッ時より江川方へ参。5五時半過より江川方へ参。7五ッ時より江川方へ参。8江川方発会に付五時前参。10五ッ時過より江川方へ参。13五ッ時より江川方へ参。19昼後調練。20五ッ時より江川方へ参、雨天につき早仕舞い。25江川方休会。28五ッ時より江川方へ参。千早豊ら3人へ生兵出精につき金100疋宛遣。
	4	3江川方へ参。5五ッ時より江川方へ参。8雨天につき調練無し。10五ッ時より江川方へ参。13五ッ時より江川方へ参。16五ッ時より江川方へ参。21五ッ時より江川へ参。26五半時より江川へ参。28五半時より江川方へ参。
	5	1稽古人無人につき調練休み。手前稽古。3五半時より江川へ参。7井伊中屋敷へ調練見物。8六半時より江川へ参、今日より朝稽古。12昼後より大隊稽古。16六半時より江川へ参。17六半時より大隊稽古。九ッ時より喰違屋敷へ調練見物。18六半時より江川へ参、雨天につき手前稽古計。21中陰につき江川方へは不参。23五半時より江川へ見物。26六半時より江川へ参。27八ッ時より留蔵参り算木稽古。28お鶴病気につき江川へ不参。
	6	3六半時より江川へ参。6江川へ参。8江川へ参。11雨天につき江川へ不参。13雨天につき江川へ不参。16江川へ参。18江川へ参、稽古人へ100疋宛遣す。21江川へ参。23江川へ参。24五半時より留蔵参り算木稽古。26江川へ参。28江川へ参。
	7	3江川へ参。4五半時より留蔵参り算木稽古。5九半時より六本木へ角内。6六半時より江川へ参。8 江川へ参。11江川へ参。13銃陣出精につき22人へ褒美。留蔵に中元祝儀として金10両、江川太郎 左衛門へ銀2枚遣す。18江川へ参。19五半時より留蔵参り算木稽古。21江川へ自分中暑につき不参。 23江川へ参。26江川へ稽古人計参。28江川へ稽古人参、自分は中暑につき不参。(28お光病死)
	8	13忌明け。16六半時より江川へ参。18江川へ参。21雨天につき江川へ不参。(25お鶴病死)。
	9	1江川へ参。今日より終日稽古のところ弁当不持参につき昼頃帰る。4江川へ角打に参。7屋敷にて調練。8五半時より江川へ参。12喰違屋敷へ調練見物のところ風邪にて断る。13風邪にて江川へ不参。21五半時より江川へ参。22五ッ時より喰違中屋敷にて調練に参(役人・平士29人・太鼓3人)。23江川へ不参。26定刻より江川へ参、雨天につき早仕舞い。28四半時留蔵参り、歩兵練法生兵へ講釈。28江川へ参。
	10	1江川へ参。6五半時より江川へ参。7昼頃より留蔵参り算木稽古。8五半時より江川へ参。10内藤金一郎此方の銃陣調練見物に参。12留蔵参り生兵稽古。13雨天につき江川へ不参。14江川へ不参、稽古人計遣す。17四ッ半時より留蔵参り講釈。20江川へ参。23五半時より江川へ参。25五半時より江川へ参。28五半時より江川へ参。晦日江川へ不参。
	11	2生兵3人出。3江川へ不参。5江川へ不参。8例国より江川へ参。10五半時より江川へ参。13例国より江川へ参。15雨天につき江川へ不参。17五ッ半時より喰違屋敷へ調練に参(自分共26人・太鼓3人)。18江川へ参。20江川へ参。23江川へ参。25江川へ参。28江川へ参。晦日不快につき江川へ不参、稽古人計遣す。
	12	1紀州藩からの兵制一致合兵調練を断る。2九半時より江川へ参り、仏生兵見物。3江川へ参。5江川へ参。7江川太郎左衛門使者に留蔵ら参り着発弾伝授。8大楽院宮薨去につき調練に不参。稽古骨折につき留蔵に金10両遣す。今西喜蔵らに江川より免許皆伝。9着発弾伝授につき江川方へ参り留蔵に習う。10江川にて今日より仏稽古初(5人も)。11昼後より屋敷にて調練。12五ッ時前より調練、夕刻江川へ仏稽古見物。13五ッ時より調練。19江川方稽古場差支につき屋敷にて仏稽古。20九ッ時過より六本木調練場見分。21五ッ時より六本木にて調練、今日稽古納め。22九ッ時過より江川へ参り仏稽古。26江川へ参り仏稽古。銃陣出精につき相木森之助らに褒美金遣。

出棺に側役赤星七郎左衛門を駒込へ派遣している

挙は婚姻以前であったため十日の忌であった。八月九日、 刻に於光が死去したことを用番へ届け出、八月四日から十三日ま との法号を賜り、 した。享年一八歳であった。八月三日、於光は天徳寺より賢操院 平癒を懇願したが、 備えた(7-11)。二十四日には於光へ不快見舞いとして交肴一 同長寿丸(陸奥湯長谷・政養)・水戸慶篤などから法事見舞いがあ 徳寺で営まれ、倍寿院や太田総次郎・内藤豊前守 充真院を慰めている は出棺して天徳寺へ葬送された。政義は六本木屋敷へ焼香に行き、 で忌十日、 籠を遣わし、二十五日には平河天神へ「心願之義ニ付」参詣して 光平癒のために平河天神へ快気の祈祷を頼み、 罹患したようである。七月に入ると病状が悪化し、十一日には於 ある。二月七日には「お光うけニ入祝候」と、於光が有卦に入っ 次は政義の愛娘である於光が、七月二十八日に病死したことで 8 13 0 八月四日から九月三日まで服三十日としているが、 同夜には寒気を催し吐血した。於光は結核と脚気に 翌日夜伽をしている。 そのかいもなく、二十八日夕七ッ半時に死去 (8 - 9)° 十三日には賢操院の初法事が天 公的には八月四日夜亥中 初穂金二〇〇疋を (越後村上·信民 賢操院 政

二十三日に、 として納戸四人に金一両、 誕生日もまだ迎えない娘の於鶴が病死した。 下奥で一 於光が病死してまもない八月二十五日、 統 へ酒が振る舞われ 濱を生母として誕生し、 生母濱へ金一○○疋を賜い、 (3 - 3)· 三月三日には初節句として 四月十五日には箸揃祝 昨年誕生したばかりで 於鶴は昨 车 一汁五菜 十二月

> ずか八カ月の命であった。なお、 物を通して深い交流のあった水戸慶篤が亡くなっている。 届けられた。しかし二十五日、 聞いた六本木屋敷の充真院から、 薬して快方に向かったものの、 の膳を於鶴に出した(4-15)。五月二十七日に病気になり、 養生かなわず於鶴は死去した。 八月二十二 年明けの四月五日には政義と鉢 見舞いに身代札守と菓子一重 一日には昨夕於鶴 服 わ

規模の稽古・調練だったことがわかる。 二〇回以上一七人の計四八人となっており おり、 加人数は不明であるが、年末に銃陣出精の面々に褒美を遣わして 稽古をつける記事は、年間約一二〇回に及ぶ。 古や生兵調練等について記事を抜き出したものが第2表である。 も熱心なものばかりではなかったようで、 江川道場に銃陣稽古に出向き、 ここで軍事演習についてみておこう。 それをみると稽古七○回以上が一八人、五○回以上一三人、 または師範代森田留蔵が来訪して また参加者全員が必ずし 慶応三年一年間の銃陣 12 29 稽古・調練への参 かなり小

その理由を直接伝えるように指示している 合は、 練は天候に左右されたようで、「雨天ニ成候ニ付早仕舞 とあるように、 、直接その訳を伝えて引き取るように**、** これまでは側役へ断っていたが、これからは自分 候様、 此迄側役迄申聞候処、 調練出席中表方之面々、 、直ニ申聞候様七郎左衛門江申談、 且又おそく出席の節も其訳申聞、 表方の面々で稽古中にやむなく稽古を中断 以来者自分江直ニ其訳申聞侯上引取 若無拠事ニ また遅く出席した場合も 同人ゟ番頭江申通候事 Щį 2 稽古中 只今出席之旨自分 14 三引 (政 * 20

3

討の出陣に際して、 があったかは知る由もないが、以前元治元年九月に政挙の長州征 る る。 授の挨拶に、 義は江川方へ使者を送り、 年には江川から「着発弾」を伝授されている(12-7)。 ことは記憶に新しい。 ニも心掛致候ニ付、 手附頭取の山田清次郎以下七人と江川家用人へ金二○○疋宛を伝 免許皆伝を受けるなど、結構熱心に稽古に励んでいる。 や「江川江雨天ニ付不参(6-13)」といった記事も少なくない。 たことは確かである。 方政義は、 (12 – 8)。こうした流儀の免許が実際の現場でどれほど効果 このほか今西喜蔵が皆伝、 前年十二月七日に江川太郎左衛門から高島流炮術の 森田留蔵には歳暮祝儀として金一○両を贈ってい 政義が 少なくとも政義の過剰な自信にはなってい 同出張致度(9-3)」と老中へ主張した 江川太郎左衛門へ銀五枚、 「自分ニも兼々武術心掛、 川奈俊司ら八人が免許を受けてい 相州御備場 且西洋銃練 また同三 翌日政

慶応四年

のいない寂しい正月であった。して充真院への挨拶を済ませた。政挙は在所、道醇や於光・於鶴の使者を派遣し、また二日には六本木屋敷の御宮・御供所へ参詣の日には例年通りの祝儀をうけた政義は、水戸慶篤に年頭祝儀

日、目付より諸家重役へ廻状があった。「御先手会津・姫路・松人数在所ゟ呼寄候迄御猶予願書」を提出している(1-7)。十上寺山内警衛が命じられた。しかし翌七日には「当地人少ニ付、正月六日には老中稲葉美濃守から留守居が呼ばれ、政挙に増

る(1-10)。 る(1-10)。

な口演があった。

、大坂表の内蔵進から六日出の便が届き、旧幕府から大のようが旧幕府軍に与したことを意味した。十九日は老中から次のようが旧幕府軍に与したことを意味した。一九日は老中から次のようが日幕府軍に与したことを意味した。一九日は老中から次のようがあった。

右之心得ニ而勉励尽忠勤候様御頼候(1-19)思召ニ候、其上ニ而も御届兼候節ハ、猶取計之品も可有之候、之処、朝敵之蒙汚名残念之至、就而者御恭順御謹慎之御取計京坂戦争之義、薩長ゟ及発炮候儀ニ而、素ゟ朝敵之事ニ者無京坂戦争之義、薩長ゟ及発炮候儀ニ而、素ゟ朝敵之事ニ者無

ら恭順謹慎するほかはなかった。敵の汚名を被ったことに対する憤りが感じられる。慶喜はひたす敵長兵と旧幕府兵のどちらが先に発砲したかは不明であるが、朝

に言う。 二十日には延岡藩が野田口警衛に兵を出したことに対して、京 が政府の不信感を払拭してくれたのは、肥後熊本藩であった。二 があると判断され、禁裏九門の出入りが差 があると判断され、禁裏九門の出入りが差 があると判断され、禁裏九門の出入りが差 があると判断され、禁裏九門の出入りが差

御沙汰之趣難有奉畏候、 備後守先供之人数於大坂表軽率之取計ニ及び、歎願之趣被聞 迄御請申上候**、** 右取計候家来之者ハ為相慎置、 以上 急々在所表江相達可申候、 主人義者早々上京可仕旨 此段貴藩

2 | 9

月五日、 が解けたのは五月十日になってからである(5-27)。 四月三日に上京した政挙はそのまま謹慎するよう命じられ、 謹慎に処すとともに政挙の早急なる上京を命じている。 藩主政挙は在所延岡に居たが、家老穂鷹内蔵進と原小太郎は旧幕 命に従って大坂野田口を警衛したことを「軽率」と断じ、二人を 漸く延岡を出立して上京の途に就いた(3-22)。 政挙は三 なお 謹慎

当節国家存亡極切迫之御時節ニ押移、常用廻金も無之ニ付致恐察、 如何様とも取続奉公致候様」と家中に触れているが、 廻金が不能となっている状況にあったことがわかる。 も一人勤としている。 また人減らしとして幸や志賀たち中奥女中に暇を出し、 いた隠殿から中奥へ住居を移し、隠殿玄関•門を閉じた(1‐15)。 上屋敷では「格外御取約」が令せられ、 御用部屋からは 「兼而勝手向窮迫之折柄、 政義はこれまで住んで 在所からの 坊主当番

というので、餞別に金平糖一 政義は餞別として菓子入蓋物一・下緒大小一箱などを与えている が二十八日に三河挙母に発つので暇乞いに政義のもとを訪れた。 者が出てくる。二月二十日、倍寿院が急遽在所の伊勢久居に発 2 二月になると、 22 政義の周りでも江戸から在所に向かう知人・ 折を小姓に届けさせた。 内藤金一郎 縁

政義自身は、三月十一日に江戸を発つつもりで「道具片付致候

た。 別に金平糖を贈った。慶篤は帰国してまもなく四月五日に病没し ている くことを伝え、また慶篤も十三日に水戸へ発つということで、 (3‐5)」などしていたが、道中や人足が差支えるとして延引し (3 - 8)° 懇意にしている水戸慶篤には政義が在所へ赴 餞

を利用することになり、 五○○両で借入れることができた(3‐20)。 3 - 24 在所へ下る準備が進むなか、 来月六日から十三日までには手配するという約定を結んだ 越前屋藤八方の手配により蒸気船を金 三月二十日には延岡まで蒸気船 蒸気船は米国製

いる。 見を務めてきた政義であるが、年老いた養母充真院を江戸に残し 三月晦日、 命じられ荷造りが進められた。 は滑稽でもある。 て「在所ゟ金米不廻(3-9)」を理由にさっさと在所に下る姿 人や女中にも餞別として金銭を与えている(4-3)。政挙の後 吉尾や濱たち奥女中五人と、松本庄司以下三七人の延岡 出発前日の三日にも六本木屋敷を訪ねているが、 政義は六本木屋敷に充真院を訪ね、 同日、 政義は若年寄へ次のような届けを出して 一行の出発は四月四日に決まり、 餞別に酒を下され 屋敷附の役 行きが

仕候、迚茂接続方見当無御坐次第ニ付、不得止乍不本意一ト 之運送を始、 備後守養父右近将監儀、 先在所表江差遣申候、 大坂表為替等差支、 依之明日出立為仕候 在府候処当今之御時勢ニ付、 金穀廻送更無之甚当惑心痛 在所ゟ

「不得止」「乍不本意」などの言葉を使ってはいるが、 悲壮感は伝

わってこない。

船し、翌日九ッ時に延岡城西丸へ着いた(4-23)。 四月四日、政義一行は、塩留から荷船に乗り品川沖に停泊する 四月四日、政義一行は、塩留から荷船に乗り品川沖に停泊する 四月四日、政義一行は、塩留から荷船に乗り品川沖に停泊する 四月四日、政義一行は、塩留から荷船に乗り品川沖に停泊する

おわりに

が成立し、十月二十二日に政挙は在所延岡へ帰った。 月六日に江戸を発った。 を命じられたが、藩主政挙は出陣しないうちに解兵となっ 征長の勅命をうけ西南二一藩に出兵を命じた。延岡藩は進発後備 藩の動向をみてきた。 小倉城落城をを経て九月二日、幕府と長州藩のあいだで休戦協定 ほぼ一年間滞坂する。慶応二年六月二十八日、政挙は芸州日討手 かし翌慶応元年四月十三日、 主で隠居の内藤政義が書き留めた自筆『日記』の記事から譜代小 元治元年七月十九日の禁門の変に対して幕府は、同月二十四日 元治元年~慶応四年の限られた期間ではあるが、延岡藩七代藩 七月二十八日に出陣した。 政挙は六月二十八日に着坂し、 政挙は再度進発後備を拝命し、 七月二十日の将軍家茂の死、 このように 翌年まで た。 閏 五

度にわたる征長に翻弄された。

根分けに余念がなかった。春先には梅、初夏には菖蒲、秋には菊や桜草の花見、花壇作りや春先には梅、初夏には菖蒲、秋には菊や桜草の花見、花壇作りや一方江戸の政義は、高島流炮術の鍛錬に精を出しているものの、

艦に乗り込み、江戸を後にしたのである。 艦に乗り込み、江戸を後にしたのである。 に乗り込み、江戸を後にしたのである。 の焼き討ち事件であるが、江戸廻金もままならない状況のなかい、 重臣たちの知行返上と有扶持制導入などをせざるを得なかった。 雄藩が強固な支配に基づいて領内の生産力の成果を収奪して 財政力をつけ、 鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を 財政力をつけ、 鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を 財政力をつけ、 鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を 財政力をつけ、 鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を 財政力をつけ、 鉄砲や軍艦を購入して軍事体制を整えて藩体制を とを決心する。 慶応四年四月四日、 政義は隠居料を半減するなどした

翻弄され続けたのである。 翻弄され続けたのである。 翻弄され続けたのである。 翻弄され続けたのである。 翻弄され続けたのである。 翻弄され続けたのである。 とはできず なかった。 を改五年八月八日の戊午の密勅以来、朝廷が特定の藩を指名し 安政五年八月八日の戊午の密勅以来、朝廷が特定の藩を指名し 安政五年八月八日の戊午の密勅以来、朝廷が特定の藩を指名し

藩主政挙は齢一三歳で出陣しほぼ一年滞坂するなど、

この時期

- (1) 井上勲『大政復古』(中公新書 一九九一年) 一三~一四頁。
- (2)『遠山茂樹著作集 第二巻』(岩波書店 一九九二年 二一九~二二〇頁
- 3 田中彰『集英社版 九九二年)三三三頁。 日本の歴史⑤開国と倒幕』(集英社
- 4 母利美和『幕末維新の個性6井伊直弼』(吉川弘文館 二〇〇六年)二〇頁。
- 5 神崎直美『幕末期末大名夫人の知的好奇心―日向国延 岡藩内藤充真院―』(岩田書院 二〇一六年)二〇四頁。
- (6)『右同』一七~一八頁。
- (7)『右同』二三三頁。
- (8)『日本史総覧』(新人物往来社) 一九八八年) 七二三~ 一四頁。
- (9)二〇一四年度特別展図録『藩領と江戸藩邸』(明治大学 博物館 二〇一四年)一二頁。
- 10 前掲神崎書二三~二四頁。
- 11 右同二二~二三頁。
- 12 明治大学博物館蔵『内藤家文書目録』 七二一一一一二四。 第 部 日記
- 13 青山忠正『日本近世の歴史6明治維新』(吉川弘文館 一〇一二年)一二四~二五頁。
- 14 白根孝胤「尾張家における「両敬」の形成と将軍権威」(岸

- 版二〇〇九年)九五頁。 野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』〈第四篇〉 清文堂出
- 15 前掲青山書一二八~二九頁。
- 16 前掲青山書一三〇頁。
- 17 前掲青山書一三三頁。
- 18 藩債整理を中心に―」(『九州史学』第九二号 一九八八 拙稿「幕末譜代藩の財政政策―日向延岡藩安政改革の
- 年)参照。
- 19 慶応三年八月四日「萬覚書」。
- 20 前掲青山書一四五~四六頁。
- 21 前掲青山書一四六頁。
- 23 (22)佐々木克『幕末史』(ちくま新書 二〇一四年)二三五頁。 服藤弘司『大名預所の研究』(創文社 一九八一年)
- 24 拙稿「「小藩分立」から地域統合へ―幕末維新期におけ る日向諸藩―」地方史研究協議会編 『南九州の地域形

三四七頁。

- 成と境界性―都城からの歴史像―』(雄山閣 二〇一〇
- 年)一九九頁。
- 25 右同二〇一頁。
- 26 前掲青山書一六五頁。
- 28 前掲神崎書二三頁。

27

前揭佐々木書二六五頁。

前掲井上書六一頁。